

# 就職を目指している障害のある人が多くいます 仕事や働く場をご提供ください

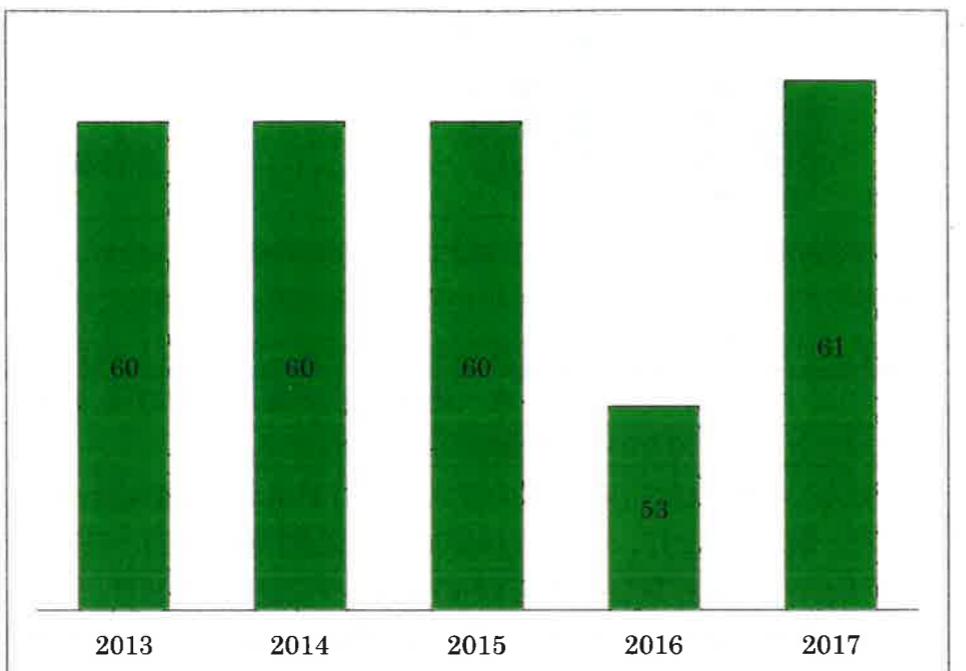
●企業就労

※法人からの就労支援による就労者数合計

(大和市障害者自立支援センターの相談支援事業による就労者を含む)



法人のサービスを受けて一般就労した方の総数



上：出荷検品作業  
中：販売補助作業  
下：パットメイク作業

●施設内での受注作業



●施設外就労（企業内での作業）

## 社会福祉法人すずらんの会のご紹介

社会福祉法人すずらんの会では、相模原市及び県央地域を中心に知的障害者の働く場、就労を目指す場、生活する場を提供して支援を行っています。障害のある人達の地域生活支援の一環として、特に障害者の就労支援に力を入れており、当法人内からは毎年多くの方を企業に送り出し、就労後のフォローも行っています。また、福祉的就労の場としても、なるべく高工賃を支払えるよう取り組んでおります。

社会福祉法人すずらんの会ワーキング・ルート 内（就労支援課 担当 矢嶋・飯田・塩原・山崎・三浦）

住所：〒252-0328 相模原市南区麻溝台743

TEL: 042-777-1790 FAX: 042-777-1786

平成30年6月1日版

# 働くか、あります。 障害者雇用のご提案

●企業における障害者雇用支援を行います。

施設内における受注作業、施設外就労を経て、働く準備の整った障害者の企業への就労支援を行っています。それと同時に、障害者雇用を検討する企業への支援も行っています。

### ○障害者の雇用の促進等に関する法律について

- この法律は「障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること」を目的としています。雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる社会を目指すために、雇用義務制度がとられています。
- 45.5人以上の常用雇用労働者を雇用している民間企業は、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者・精神障害者の雇用が義務づけられています。平成30年4月1日からは、法定雇用率は以下のとおり、引き上げられました。

民間企業・・・2.2%（平成30年3月31日までは2.0%）

国、地方公共団体、特殊法人・・・2.5%（平成30年3月31日までは2.3%）

都道府県等の教育委員会・・・2.4%（平成30年3月31日までは2.2%）

注1 親会社が障がい者を多数雇用する等、一定の要件を満たす会社（特例会社）を設立した場合、企業グループでの雇用率適用も認められています。

注2 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げになります。

- 民間企業における実雇用率は平成29年6月時点で1.97%となっています。一方、法定雇用率が未達成企業は、全体の50.0%となっています。雇用率未達成の企業に関しては、障害者雇用納付金制度に基づき、雇用する障害者が1人不足するごとに1か月当たり5万円の納付金を支払わなければなりません<sup>\*1</sup>。逆に、障害者雇用に取り組んでいる企業には、一定の条件を満たしていれば、調整金等が支給されます<sup>\*2</sup>。
- 近年、多くの企業においては、法令を順守し、企業の社会的責任を果たすためにも、障害者雇用に対する関心が高まっています。また、貴重な労働力としても障害者雇用がすすんでいるところもあります。

\*1 企業規模によります。対象事業主は段階的に拡大されていきます。

\*2 雇用する障害者の障害程度により支給額が変わります。

### ○社会福祉法人すずらんの会として

- 障害のある人達は企業の中でも十分に働く力を持っています。私達、すずらんの会では、法人設立時より、障害のある人達の就労支援に力を入れ、取り組んできました。長年の経験を生かし、障害のある人達が長期間、安定して働き続けられるよう支援していくことが出来ます。

### 雇用までの流れ

#### 相談

#### 仕事の組み立て

#### 雇用条件の調整

#### 候補者と面接

#### 実習

#### 採用

#### 障害者雇用を通した社会貢献

・障害者雇用を始めるにあたり、人数や仕事内容、雇用開始時期等の相談をお受けします。

・障害者を雇用するにあたり、就労支援担当者が事業所の方と相談しながら、業務分析や1日の仕事の組み立てを行います。

・勤務時間等配慮が必要な場合があるので、事業主が雇いやすく、障害者が働きやすい条件等をご提案させて頂きます。

・登録者の中から、求人内容にあった障害者の方をご紹介します。面接に同席し、求職者の特性等も説明させて頂きます。

・実際に仕事が出来るかどうか、1~2週間の実習を行います。

・通勤支援や家庭との連絡調整、実習中の作業指導も行います。

・採用後も定期的に事業所を訪問し、フォローアップを行い、継続して就労支援を行います。

・障害者雇い入れ計画がすすみ、企業としての社会的責任を果たし、社会貢献することが可能となります。

# 作業受託のご提案

## ●施設内で行う作業を探しています。

法人内の施設では、障害のある人達が行う仕事を探しています。当法人と業務委託契約を締結させていただき、作業を行います。請け負った作業は障害者が行い、仕上げ、検品等は職員が行います。品質および資材の管理等につきましては、発注先企業の企画および規程を遵守します。

### ★ 施設に作業を委託するメリット ★

#### 【メリット1】外注に伴う諸経費の削減につながります。

輸送コストや場所確保等、作業を外注にあたり様々なコストがかかります。当法人に作業を委託していただければ、場所代の負担はありません。また、遠くまで配送するコストも削減できます。必要に応じて、当法人が引き取り・納品を行うことも可能です（応相談）。委託費用に関しても相談させていただきます。なお、作業の委託費用の見積もりにつきましては、担当職員が事前に作業をおこなった上で、神奈川県の最低賃金（956円）をもとに算出し、管理費（梱包、運送費等）と合わせてご相談させていただきます。

#### 【メリット2】人件費などのコストの見直しが可能になります。

仕事を当法人に委託していただければ、安定した作業量を供給できるとともに企業における人件費の削減が可能です。

### 【施設への作業委託のイメージ】



【入荷・納品】  
入荷・納品に関しては、当法人がお受けすることも可能です。  
事業所によりますが、4t トラックやバンがあります。



【作業量】  
作業量に関しては、ご相談の上で決めさせていただきます。  
フォークリフトもありますので大量入荷も可能です。



【作業】  
月～金（祝日除く）まで毎日作業を行っています。  
仕上げ及び検品は職員が責任を持って行います。



【出荷形態】  
出荷形態に関しては企業の方の希望通り出荷いたします。  
そのまま取引先への出荷も対応可能です。

### 【在宅就業者支援制度】

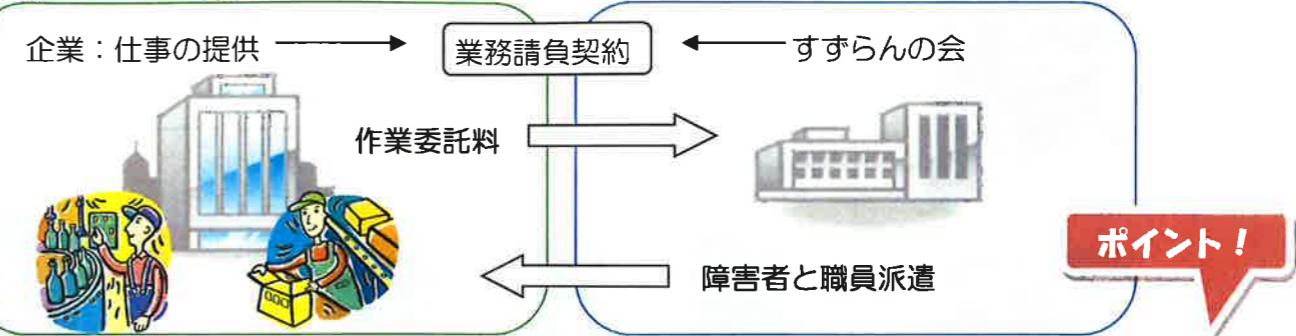
自宅などで就業する在宅就業障害者の就業機会拡大をめざすのが「在宅就業障害者支援制度」です。この制度では「就労移行支援事業所」等の福祉施設など自宅以外で就業する場合も対象となり、すずらんの会はこの制度を実施する「在宅就業支援団体」の登録を受けています。これにより企業がすずらんの会（＝在宅就業支援団体）を介して在宅就業障害者に仕事を発注した場合、特例調整金または特例報奨金の支給を受けることが可能となります。  
※特例調整金または特例報奨金の支給を受ける場合は、一定の条件が必要です。詳しくは担当者までお問い合わせください。

# 施設外就労のご提案

## ●施設外就労先の拡充をすすめています。

施設外作業や企業外授産とも呼ばれ、障害がある人達が、施設に在籍しながら、一般企業から提供された作業場所で、職員と共に作業を行うことを言います。外部業者へ委託している仕事などはコストの削減が見込まれます。また、障害者雇用のための社内整備もすすみます。

### 【施設外就労のイメージ】



ポイント！

★かかる費用は委託料のみです。企業との間に雇用関係はありませんので、雇用保険や交通費等の諸費用は一切かかりません。もちろん、当法人から派遣する職員の人件費なども一切かかりません。

★万が一の事故等には、施設利用者加入の傷害保険で対応いたします。

### ★ 施設外就労導入におけるメリット★

#### 【メリット1】社内での品質管理が可能になります。

社内で作業をさせて頂きますので、常に作業状況を確認でき、急な状況変化においても対応可能です。  
また、製品の仕上げ、検品等は当方の担当職員が責任を持って行います。

#### 【メリット2】人件費などのコストの見直しが可能になります。

雇用契約はありませんので、委託料をお支払い頂くだけで、保険等の諸経費がかかりません。委託料につきましては、作業内容、人員等を踏まえあらかじめご相談させていただきます。なお、法人が派遣する担当職員につきましても、人件費等は一切いただけません。

#### 【メリット3】現在の外注に伴う諸経費の削減につながります。

構内での作業となるため外注先への輸送費等の必要がなくなります。

#### 【メリット4】今後の障害者雇用に向けた取り組みにつながります。

将来的に障害者雇用をお考えになっている企業は、施設外就労を通して採用可能な人材を見極める機会としても活用して頂くことが出来ます。また職場内でも障害者に対する理解が深まり、雇用に向けてスムーズな流れが出来ます。もちろん、雇用の際の助成金申請や雇用管理の情報提供やお手伝い、雇用後のフォローアップ等も行います。

### 【実施事例のご紹介】

#### 現在、施設外就労にご協力いただいている企業

業種	人数	請負内容
工業品製造	11	検査梱包
物流サービス	9	清掃、商品補充、段ボール処理
工業品製造	3	検査梱包
工業品加工	4	検査梱包
化学工業品製造	4	検査梱包
食品製造	3	原料出し
病院	6	清掃
県立公園	3	緑化補助作業
発送代行	3	パンフレット発送補助作業

#### ●施設外就労実施に向けて

- ・企業担当者と相談の上、作業内容の検討、1日の仕事の流れを組み立てます。
- ・実際に担当職員が作業をさせて頂き、作業指導ができるよう作業内容及び流れを把握、確認する期間を設けさせて頂きます。
- ・実際に作業が可能であることを確認し、業務委託契約の締結後、施設外就労の開始となります。
- ・作業者の欠員等につきましては、状況に合わせてご相談させていただきます。
- ・現場担当職員以外にも担当事業所の職員が適時巡回訪問を致します。